

令和4年竹田市農業委員会第3回総会議事録

1. 日 時 令和4年3月7日(月) 午後2時26分～午後3時31分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 12名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治
11番 工藤 明秀 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 1名

12番 釘宮 恒憲

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：衛藤和恵、次長：佐藤俊郎、管理係長：佐藤正子、農地係長：工藤裕崇
農政課職員

農業振興係長：井出 剛

6. 議事

議案第13号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・ 8件
議案第14号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・ 8件
議案第15号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・ 62件
議案第16号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転）・・ 3件
議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・ 12件
議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について・・・・・・ 3件
議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について・・・・・・ 4件
議案第20号 非農地証明について・・・・・・ 5件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は12人で定足数に達しています。

議長

ただいまから、令和4年竹田市農業委員会第3回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、5番佐藤隆幸委員、6番佐藤博一委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第7号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が4件ありましたので報告します。

なお、3番の案件は、議案第13号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認に関連し合意解約するものです。

続いて、報告第8号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が1件ありましたので報告します。

なお、1番の案件は、議案第14号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見に関連し合意解約するものです。

続いて、報告第9号について報告を申し上げます。農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が3件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第13号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 8件

議案第14号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について 8件

議案第15号 農用地利用集積計画の承認について 62件

議案第16号 農用地利用集積計画の承認について (大分県農業農村振興公社へ所有権移転) 3件

議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 12件

議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 3件

議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 4件

議案第20号 非農地証明について 5件

以上、105案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第13号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。
議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第13号は、農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番の案件は、使用貸借から賃貸借へ権利の設定を変更するものです。2番・3番、5番から8番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。4番の案件は、10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

議長

ただいま議案第13号について担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。
議案第13号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。
よって、議案第13号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第14号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第14号の農用地利用配分計画案は、先程議案第13号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第14号の1番の借り手は、〇〇〇〇です。選定理由は、「借受者は、当該地域の人・農地プランの

中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「借受者は、地域の担い手で当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

4番の借り手は、〇〇〇〇です。

5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

7番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

8番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

いずれも選定理由は「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

議長

ただいま議案第14号について、担当課による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第14号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第14号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の井出係長は退席してください。ありがとうございました。

(14時35分)

議長

議案第15号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議長

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の使用貸借、再設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

事務局

2番から4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

5番、6番の借り手は、〇〇〇〇です。5番は、5年間の賃貸借、新規設定、6番は、3年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

7番の借り手は、〇〇〇〇です。6年間の使用貸借、新規設定です。労力1人であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

8番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の使用貸借、再設定です。

9番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

10番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

11番から34番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。11番、12番、14番から16番、18番から20番、22番から26番、28番、29番、31番から34番は再設定です。13番、17番、21番、27番、30番は新規設定です。

35番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

36番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

37番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

38番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

39番、40番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

41番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

42番の借り手は、〇〇〇〇です。20年間の賃貸借、再設定です。労力2人、野菜中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

43番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

44番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

45番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

46番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

47番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。

48番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

49番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。7年間の賃貸借、再設定です。

50番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、新規設定です。

51番、52番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

53番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

54番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

55番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。1年間の賃貸借、新規設定です。

56番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

57番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

58番、59番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

60番、61番の借り手は、〇〇〇〇です。4年間の賃貸借、60番は再設定、61番は新規設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

62番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

全ての案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

ただいま事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第15号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第15号農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第16号の大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第16号の1番、2番、3番の案件は、所有者が規模縮小を希望しており、近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため、譲受人大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

ただいま議案第16号について、事務局より説明がありました。ご意見、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第16号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号の「大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認については、承認することに決定します。

議長

続いて、議案第17号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第17号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字片ヶ瀬字石原〇〇〇〇番、田1筆、面積906平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、7,347平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

議案第17号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台を所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第17号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字平田字市ノ原〇〇〇〇番外7筆、田8筆、合計面積4,379平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、9,430平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

議案第17号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具、トラクター等は共同で近所の方からお借りするというお話でした。また、耕作するのはハーブ・牧草で、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第17号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字今字小原〇〇〇〇番外11筆、田6筆、畑6筆、合計面積23,327平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、15,771平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

3番長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

議案第17号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は4人です。農機具は、豊後大野市に工場を持つ〇〇〇〇。これは福岡にある会社のようにあります。それをリースして使っているようにあります。野菜栽培中心の農家で、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

補足します。私が持ち主の方に電話しましたが出てくれませんでした。申請者の方は電話に出てくれて、詳しく話しました。役員の中をみますと竹田の方がいまして、その持ち主の方の親戚になるそうです。贈与になっています。冷凍野菜を作っている会社が〇〇〇〇という会社で、その作業を請け負っているのがこの会社のようにあります。初めて竹田に進出してくるそうです。以上です。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第17号の4番の案件は、新規就農です。

譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町馬背野字馬背野〇〇〇〇番外7筆、田5筆、畑3筆、合計面積7,419平方メートルを、それぞれ持分2分の1所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、7,419平方メートルとなり下限面積要件を充たします。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

議案第17号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台を所有しております。隣接する宅地を購入し、それを機に農業を行う計画で、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われ

ます。
よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第17号の5番の案件は、親子間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町仏面字甲賀山〇〇〇〇番外11筆、田6筆、畑6筆、合計面積25,096平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、4,071平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

議案第17号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台、これは共同ですということです。田植機1台を所有しております。稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われ

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第17号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町柏原字高平〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積5,995平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、74,930.85平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

議案第17号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター2台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台を所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第17号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字東小路〇〇〇〇番外1、田2筆、合計面積5,393平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、6,980平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第17号の7番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

家の前田でありますので、条件も大変よくなり効率的な利用が出来ると思います。以上です。

議長

続いて8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第17号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字東小路〇〇〇〇番、田1筆、面積2,272平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、18,109平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第17号の8番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて9番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第17号の9番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字仏原字尾迫〇〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積4,675平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、68,047平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

12番釘宮恒憲委員は欠席しておりますので、事務局に報告を求めます。

事務局

釘宮委員から報告書を預かっていますので読み上げます。

議案第17号の9番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター3台・コンバイン1台・田植機1台を所有しており、稲作・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて10番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第17号の10番の案件は、新規就農です。譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字久保河内〇〇〇〇番外9筆、田8筆、畑2筆、合計面積15,291平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、15,291平方メートルとなり下限面積要件を充たします。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第17号の10番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、耕うん機1台を所有しており、隣接する宅地を購入し、それを機に農業を行う計画で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて11番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第17号の11番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字上田北字金迫〇〇〇〇番、田1筆、面積754平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、19,670平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

議案第17号の11番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター2台を所有しており、畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて12番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第17号の12番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字下田北字平原〇〇〇〇番、田1筆、面積1,995平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、12,756平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

議案第17号の12番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台・耕うん機1台を所有しており、畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

ただいま議案第17号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第17号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第18号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第18号の1番の案件は、申請地竹田市大字植木字鬼田〇〇〇〇番、面積2,006平方メートルの田です。

この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、植林です。申請地は、周囲を山に囲まれ日照不足や獣害がひどいため農地として管理できず、スギを200本植林する計画です。雨水は自然浸透する計画で、隣接農地所有者の承諾書が添付されています。転用行為は、令和4年4月30日までを予定しております。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

議案第18号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施することが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第18号の2番の案件は、申請地竹田市荻町馬背野字下津江〇〇〇〇番、面積1,776平方メートルの田です。

この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、植林です。申請地は、周囲を山に囲まれ日照不足や獣害がひどいうえ、高齢となり農地の管理ができなくなったため、スギを340本植え山林として管理する計画です。転用行為は、令和4年4月30日までを予定しております。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

議案第18号の2番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施することが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第18号の3番の案件は、申請地竹田市久住町大字白丹字桐尾野〇〇〇〇番、面積3,120平方メートルの畑です。

この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、植林です。申請地は、周囲を山に囲まれ日照不足や獣害がひどいため、スギを600本植え、山林として管理する計画です。転用行為は、令和4年5月31日までを予定しております。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第18号の3番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施することが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。ご覧のとおり山の中です。以前は畑だったのですが、周りが全部山で日照条件も悪くなってきています。

議長

ただいま議案第18号について、担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第18号について、許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号農地法第4条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第19号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めま

す。

事務局

議案第19号の1番の案件は、申請地竹田市久住町大字久住字田口〇〇〇〇番、面積800平方メートルの登記地目田、現況畑です。

この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、太陽光発電施設です。転用者は、福岡市東区で太陽光発電事業を行う業者で、所有権の移転を行い、隣接地の原野と一体的に太陽光発電を計画したものです。排水については、自然浸透する計画で流量計算書が添付されています。工事期間は、令和4年3月15日から令和4年4月30日までを予定しています。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

5番 佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第19号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第19号の2番の案件は、申請地竹田市久住町大字白丹字桐尾野〇〇〇〇番、面積2,119平方メートルの畑です。

この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、植林です。申請地は、周囲を山に囲まれ獣害がひどく、農地の管理ができなくなったため、所有権を移転しスギを400本植林し、山林として管理する計画です。転用行為は、令和4年5月31日までを予定しています。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第19号の2番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第19号の3番の案件は、申請地竹田市直入町大字上田北字水口〇〇〇〇番、面積448平方メートルの田です。

この申請地は農用地域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、一般住宅です。申請者は、現在大分市に居住していますが、出身地である直入町で妹の嫁ぎ先の隣に新築住宅を計画したものです。排水については、水路へ流す計画で、水路組合の承諾も得ています。工事期間は、許可後から令和4年8月31日までを予定しています。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第19号の3番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第19号の4番の案件は、申請地竹田市直入町大字下田北字向園〇〇〇〇番1外1筆、面積1,437平方メートルの登記地目田、現況畑です。

この申請地は農用地域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、店舗及び駐車場です。転用者は、申請地の近くに居住している農業者が代表社員となっている合同会社で、食堂店舗及び駐車場を作る計画です。排水については、隣接する河川へ流す計画で、河川管理者の許可を得ています。工事期間は、許可後から令和4年7月30日までを予定しています。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的

を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第19号の4番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

ただいま議案第19号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第19号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第20号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第20号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、竹田市大字竹田字鬼ヶ城〇〇〇〇番外2筆、登記地目、畑3筆、面積267.61平方メートルです。当該地は、隣接地の登記地目宅地と昭和33年に〇〇〇〇を建設し宅地として使用、平成21年に全棟を取り壊した。現況は雑種地となっています。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は雑種地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第20号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、竹田市大字平田字市ノ原〇〇〇〇番、登記地目田1筆、1面積667平方メートルです。当該地は、農道が狭く農機具が入れないため昭和40年頃から耕作しておらず、現況は山林となっております。顛末書が添付されています。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第20号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、竹田市大字飛田川字瀬口〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積464平方メートルです。当該地は、昭和56年頃に農業用倉庫を建て使用していましたが、平成10年頃に住宅に改築し、現況は宅地となっております。始末書が添付されています。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は宅地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて4番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第20号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇氏が所有する、竹田市大字小塚字田代〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積872平方メートルです。当該地は、農道が狭く周囲が山に囲まれた農地であり、昭和30年に杉を植林しました。現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

4番和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて5番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第20号の5番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、竹田市直入町大字長湯字切ノ木〇〇〇〇番外5筆、登記地目田4筆、畑2筆、合計面積17,859平方メートルです。当該地は、農道が狭く周囲が山に囲まれた農地であり、獣害がひどく日照条件も悪いので農地として管理できなくなり、平成14年頃から転用許可を取り植林しましたが、登記地目を変更していませんでした。現況は山林となっています。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

5番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第20号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第20号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第20号非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年竹田市農業委員会第3回総会を閉会いたします。

ご協力誠にありがとうございました。

(15時31分)

令和4年3月7日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....